

社団法人日本放射線技師会放射線管理士部会会則

平成 15 年 11 月 21 日 制定

平成 18 年 10 月 8 日 改定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この部会は、社団法人日本放射線技師会放射線管理士部会（以下、本部会という）という。

(事務所)

第 2 条 本部会の主たる事務所は、社団法人日本放射線技師会事務局に置くものとする。

(目 的)

第 3 条 本部会は、放射線利用施設における適正な放射線管理、医療施設における医療被ばくの低減、さらには放射線事故等の緊急被ばくから国民の安全を確保するという放射線管理士の役割実践を通じて、国民の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国民に対する放射線安全利用の知識の普及啓発に関する事業
- (2) 放射線の障害防止および管理技術の指導普及に関する事業
- (3) 医療被ばく低減に向けた調査研究に関する事業
- (4) 緊急被ばく時の対応態勢整備に関する事業
- (5) 放射線管理士に対する教育訓練の実施
- (6) 前各号の主旨を目的とした図書印刷物の刊行
- (7) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本部会の会員は、前々条の目的に賛同する放射線管理士認定者で、理事会で入会を許可され、別に定める会費を納入した者で組織する。

(会員の権利)

第 6 条 会員は本部会の発行する刊行物、資料等の配布を受ける事ができるほか、本部会の行う事業に参加することができる。

2. 役員の選挙権および被選挙権を有する。

(入 会)

第7条 本部会の会員になろうとする者は、所定の入会諸手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 本部会の退会は自由とする。ただし、会員は会費を2年間滞納の場合その資格を喪失する。

2. 会員で退会しようとする者は、理由を付して速やかに退会届を提出する。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第9条 本部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2. 本部会には、顧問を置くことができる。ただし、顧問は社団法人日本放射線技師会常務理事より、部会長がこれを委任する。

3. 部会長、副部会長、監事は、総会において会員の中から選出する。

4. 理事は、部会長が会員の中から選任する。

5. 部会長、副部会長は理事とし、理事が監事を兼務することはできない。

(役員職務)

第10条 部会長は、本部会を代表し、会務を統括する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときはその職務を行う。

3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定処理する。

4. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2. 顧問の任期は特別に定めない。

第4章 会議

(種別)

第12条 本部会における会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(議決事項)

第13条 総会は会員をもって構成し、本部会の運営に関する重要な事項を議決

する。

2. 理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決事項の執行に関する事項

(3) その他本部会の運営に関する事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎年1回、全国放射線技師総合学術大会期間中に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めた時に開催する。

(召集)

第15条 会議は部会長が召集する。

2. 召集は、その会議を構成する者に対し、開催日の7日前までに次の事項を通知しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 会議の目的たる事項およびその内容

(定足数)

第16条 会議は、理事会にあっては理事の2分の1以上、総会にあっては会員の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面により委任があった場合は出席とみなす。

(議決)

第17条 会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

第18条 会議の議事については議事録を作成し、議長のほか出席構成員の中からその会議において選任された議事録署名人が署名しなければならない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第19条 本部会の資産は、会費、補助金および資産から生ずる収入をもって構成する。

(資産の管理)

第20条 資産は部会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第21条 本部会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算、決算等)

第22条 本部会の事業計画および収支予算は、総会の議決により定め、事業報

告および収支決算は、監事の調査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第23条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 全国放射線技師総合学術大会期間中に開催する総会において会計報告するものとする。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第24条 この会則は、総会において出席構成員の4分の3以上の同意を得、社団法人日本放射線技師会の認可を得なければ変更することができない。

附 則

1. この会則に定めなき事項については、社団法人日本放射線技師会の諸規程に準ずるものとする。
2. 本規約は平成15年11月21日より施行する。
3. この改定は平成18年10月8日より施行する。